

武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 20 日

提出者 武蔵野市長 松 下 玲 子

武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する  
 条例

武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会条例（令和4年12月武蔵野市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審議会は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項について、市の機関に意見を述べることができる。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審議会は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 武蔵野市議会個人情報の保護に関する条例（令和 年 月武蔵野市条例第 号）第49条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について調査審議すること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項について、市の機関<u>及び議会</u>に意見を述べることができる。</p>	<p>号の追加</p> <p>字句の追加</p>

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

武蔵野市議会個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、所要の改正をするものである。